

お客様各位

尼崎信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた  
預金等規定の改訂のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

尼崎信用金庫は、下記のとおり、「預金等規定」を改訂しますので、お知らせいたします。

## 記

当金庫は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年8月より預金規定を改訂します。

規定改訂後は、お客様との新規取引開始時に加え、既にお取引のあるお客様においても、お取引の内容や状況等に応じ、お客様のお取引の目的やお客様に関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認ください場合があります。その際、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

当金庫が求める情報や資料のご提出について適切にご対応いただけない場合、新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。既にお取引いただいているお客様におかれましては、お取引を制限等させていただく場合があります。また、当金庫が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

なお、改訂後の新規定は、改訂前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

## 1. 改訂する「預金等規定」

規定名	
・普通預金規定	・定期性総合口座取引規定集
・貯蓄預金規定	・Aブランド普通預金取引規定集
・納税準備預金規定	・定期預金・通知預金規定集
・一般当座勘定規定	・積立定期預金・定期積金規定集
・当座勘定規定(個人当座用)	・外貨預金規定集
・当座勘定規定(専用約束手形口用)	・ウル虎支店取引規定
・財産形成預金・財形住宅預金・財形年金預金規定集	

## 2. 改訂日

2019年08月01日(木)

### 3. 改訂内容

以下の条項を追加・変更します。なお、普通預金規定以外の規定においても改訂を行います。(対象箇所に下線)

#### 【普通預金規定 抜粋】

##### 普通預金規定第11条(取引の制限等) … 新設

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

##### 普通預金規定第12条(解約等) … 追加・変更

- (1) および (2) ⑦から⑧ 省略
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、通知により解約する場合は、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に関する規定に違反した場合
  - ③ 日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当金庫に届出している在留期限を経過した場合
  - ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合
  - ⑤ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

以上